

令和7年第3回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火)午後1時35分から2時33分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	6 番	栗山 浩和
	8 番	有澤 節子
	10 番	公文 啓子
	11 番	千光士伊勢男
	12 番	小松 昭則
	14 番	小松 昌平

4. 欠席農業委員(2人)

9 番	福本 隆憲
13 番	小松 豊喜

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決

定について

議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農地利用集積計画(一括方式)決定について

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 令和 7 年度最適化活動の目標設定等について

報告第 8 号 賃貸借設定の賃借料水準の公表について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮 一仁

事務局次長兼振興係長 小松 亜矢

事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。

事務局長 事務局から諸般の報告をいたします。まず、出欠状況の報告でございます。先ほどの説明のように、現在の人数 13 人でございます。欠席 2 人、出席数 11 人でございます。欠席委員の 9 番の福本委員、13 番の小松豊喜委員からは、それぞれ所用のため欠席の届出がっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

3 月 19 日に高知市で開催されました第 108 回常設審議委員会に内川会長が出席しております。以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 それでは、本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に 西岡秀輝委員、及び川島一義委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は1ページをお開きください。
(小松) 報告第1号 農地法第3条の3届出についてです。
今回は、3件の届出が出ています。

届出番号1番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり赤野の合計31筆で、面積は合計で13,116㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号2番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり川北の2筆で、面積は合計885㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号3番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり井ノ口の13筆で、面積は合計8,646㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号 農地法第3条の3届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は4ページからになります。今回は4件の申請がありました。

申請番号1番です。
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の1筆で、面積は1,223㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、ナスの栽培を予定しています。所在地は、6 ページに地図を掲載しております。レストラン矢流跡の北東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し農業を営んでいます。令和2年から5年間の利用権設定が行われておりましたが、今回贈与の話がまとまったものです。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間330日が1名と250日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、3月13日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号2番です。議案書は4ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は69 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、既に果樹が植えられており、その栽培維持管理をしていくとのことです。所在地につきましては、7ページに地図がございます。岩崎弥太郎生家の西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、これまでに農作業の経験はありませんが、知人などから指導を受けながら今回の申請地に既に植えられている果樹の栽培管理をしていく予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 90 日が 1 名となっておりますが、申請地の規模などから農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地では既に植えられている果樹の栽培管理が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号 3 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の 8 筆で、面積は合計で 14,199 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しています。所在地につきましては、8 ページに地図がございます。井ノ口保育所の南東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はトマトやナス、水稻などを栽培し、農業を営んでいます。今回の申請地でも水稻を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。また、併せて遊休農地の復旧計画書も提出されており、復旧次第、順次耕作を始める予定とのこととです。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用あり

ません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日が 1 名と 160 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に申請番号 4 番です。議案書は 5 ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の 14 筆で、面積は合計 5,946.30 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、果樹の栽培を予定しています。

所在地につきましては、9 ページに地図がございます。弥太郎生家の西方向で、数か所にわたって合計 14 筆の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、水稻やナス栽培し農業を営んでおります。今回の申請地では果樹を栽培する予定であります、写真からもお分かりになりますように、現在は遊休農地になっておりますので、令和 8 年 12 月頃までかけて伐採、草刈り作業をする旨の復旧計画書も提出していただいています。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日が 2 名と 135 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には果樹の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①栗山浩和委員、申請番号②③④を大久保暢夫委員、お願いします。

栗山委員 ①です。13 日に確認してきました。報告のとおりです。

大久保委員 ②③④です。17 日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別にないようですので、採決いたします。
議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について、は原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 すみません。まず、訂正がございます。10 ページ議案第 3 号となっております

(小松) が、正しくは報告第3号の間違いです。訂正をお願いします。同じく目次の方も議案第3号ではなく報告第3号となりますので、訂正をお願いいたします。それでは説明いたします。議案書は10ページです。今回は5件の届出がありました。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆です。地目は田で、面積は合計で1,755 m²です。平成8年6月から農地法第3条による賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆です。地目は田で、面積は740 m²です。こちらも平成8年6月から農地法第3条による賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に届出番号3番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の3筆です。地目は田で、面積は合計で845 m²です。こちらも平成8年6月から農地法第3条による賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号1番から3番については、農地法第3条による賃貸借設定がされており、農地法第3条の賃貸借は、終期が到来するまでに解約したことの届け出をおこななければ、自動更新される仕組みになっており、もとの設定の終期は到来していましたが、自動更新されており、今回解約の届け出が提出されたものです。

次に届出番号4番と5番を合わせて説明します。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりそれぞれ赤野の1筆です。

地目は田で、面積はそれぞれ2,334 m²と2,982 m²です。ともに、個人を代表とする法人との利用権設定に切り替えるため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意

見等ございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。
今回は 10 件の申請がありましたが、申請番号 5 番につきましては、議案書作成後に、取下げる旨の申し出がありましたので、現地確認も行っていたいており誠に申し訳ないのですが、今回審議は行いません。
また、申請番号 9 番につきましては、関係者がおりますので、事務局からの説明を最後まで行った後、9 番以外の審議をしていただき、関係人に退出していただきながら申請番号 9 番の審議を改めて行っていただきますようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

事務局 議案書は 13 ページからになります。
それでは、申請番号 1 番と 2 番を合わせて説明します。
先ほどの報告第 3 号、解約通知報告で報告をしましたが、個人を代表とする法人との利用権設定に切り替えるものです。
貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりそれぞれ赤野の 1 筆で、地目は田、面積はそれぞれ 2,334 m²と 2,982 m²です。引き続きナスを栽培する予定をしており、貸借期間はそれぞれ 15 年と 14 年で、賃借料は米 6 俵代/10a で新規設定をする計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、18 ページと 19 ページに地図がございます。①が芸西病院の北東方向、②は吉野池の南西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集

積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月13日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。議案書は14ページです。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の2筆で、登記簿地目は畑、面積は合計2,718 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、49,271円/10aで再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。吉野池の南方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月13日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の1筆で、地目は田、面積は2,405 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は7年で、米7俵代/10aで新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。吉野池の南方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月13日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号5番は取り下げる旨の申し出がありましたので審議を行いません。

次に、申請番号6番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は836 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、93,131円/10aで新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、21ペ

ージに地図がございます。井ノ口保育所の南方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

こちら、5 連棟のハウスの底地が 2 筆にまたがっておりまして、先月 1 筆だけ賃貸借の設定をしており、抜かっておりますもう 1 筆の設定をするものとなっております。現地につきましては、2 月 18 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただいています。

次に、申請番号 7 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の 1 筆で地目は田、面積は 773 m²です。

ユズを栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年で、無償の使用貸借で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、22 ページに地図がございます。井ノ口駐在所の北西方向の農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 8 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の 2 筆で地目は田、面積は合計で 1,492 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 3 年で、米 30 kg で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、23 ページに地図がございます。防災センターの東方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、3 月 13 日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号 9 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の 2 筆で地目は田、面積は合計で 1,678 m²です。

シシトウを栽培する予定をしており、貸借期間は 30 年で、無償の使用貸借権で

新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、23 ページに地図がございます。防災センターの北方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、3 月 13 日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

最後に、申請番号 10 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の 1 筆で地目は田、面積は 1,501 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、年間 1 万円で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、24 ページに地図がございます。JA あき集出荷場の北西方向にある農地です。

改正前の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3 月 13 日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①～④を小松幸宏委員、
申請番号⑥⑦を西岡大作委員、
申請番号⑧と⑩を川島一義委員、お願いします。

幸宏委員 申請番号①～④です。事務局の説明のとおりです。

西岡委員 ⑥⑦です。先ほどの説明のとおりです。

川島委員 ⑧⑨⑩です。先ほどの事務局の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

議長 別に(ほかに)ないので、採決いたします。
議案第 4 号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定(申請番号⑨以外)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
議案第4号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定(申請番号⑨以外)については、原案どおり決定いたしました。
それでは、ここで申請番号⑨の関係者に退席していただきます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に(ほかに)ないので、採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定(申請番号⑨)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
議案第4号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定(申請番号⑨)については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) 議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)について説明いたします。議案書は25ページです。2件の申請がありました。農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。
申請番号1番です。
貸付人、借受法人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田で、面積は合計2770.50㎡です。作物は、転貸人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、賃借料は7万円/10aの条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、26ページに地図がございます。井ノ口保育所の北東方向にある農地です。こちらは、貸付人がお1人の方で1筆の土地になっていて、真ん中で西東に半分分割し

たかたちで別々の方が借りるという設定になっております。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号 2 番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の 1 筆で地目は田で、面積は合計 2770.50 m²です。作物は、転貸人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は 15 年間で、7 万円/10a の条件で新規設定する計画です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を西岡大作委員、お願いします。

西岡委員 3 月 17 日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

議案第 5 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画(一括方式)決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 5 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画(一括方式)決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 それでは、議案第 6 号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第 6 号、非農地証明願について、説明いたします。

(弘井) 議案書は 27 ページです。今回は 2 件の申請が出ています。

申請番号 1 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑、面積は 19 m²となっております。所在地の地図は 28 ページに掲載しております。井ノ口地区で岩谷川沿いにある農地です。現在は墓地として利用されています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請地は昭和 51 年頃、申請人の母親が墓地として整備し、現在に至ります。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたしております。現地につきましては、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただいています。

次に、申請番号 2 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は田及び畑、面積は 6 筆合計で 807.91 m²となっております。所在地の地図は 27 ページに掲載しております。井ノローノ宮地区の西にある農地で、現在は山林化しております。現地の写真及び航空写真をお配りしますので、ご確認ください。申請地につきましては、当時の所有者が高齢のため休耕地となり、平成 14 年頃より山林化し現在に至っております。現地の状況については、航空写真や名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、何分、山の中ですので、3 月 13 日に自分が歩いて行けるところまで行き、先ほどお配りした 1 枚目の写真ですが、そこまで行って周辺の状況写真を撮影し、3 月 17 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に、撮影した写真と航空写真を確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を小松昌平委員、お願いします。

昌平委員 ①は 17 日に現地確認してきました。②は 17 日に写真をじっくり見て確認しました。事務局の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

議案第 6 号、非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 6 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 それでは、議案第 7 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 説明いたします。
(小松) 議案 7 号は、本日の配布となり申し訳ありません。お手元に配布しております。最適化活動の目標の設定等については、令和 4 年 2 月に農林水産省から通知があり、令和 4 年度から毎年度 3 月末までに翌年度の目標を設定し、4 月末までに公表するとともに、県へ報告することとされております。
Ⅰ 農業委員会の状況です。委員数などは記載のとおりです。
また、農家数や農業者数などは指定の調査や統計の数値を転記したのになっております。

Ⅱ 最適化活動の目標です。

(1) 農地の集積です。こちらは、今年 1 月に農業振興地域の全体見直しなどがあり、分母も変わったということもありますけれども、現状は 54.8%の集積率の見込みであり、高知県全体の令和 13 年度までの目標集積率は 58%となっておりますので、令和 7 年度は微増の 55.7%と設定しました。

(2) 遊休農地の解消ですが、②目標のところは令和 3 年度の遊休農地の 1/5 を設定することになっておりますので 3.6ha としております。

(3) 新規参入の促進です。

3 年度分の実績の平均値の 1 割を目標設定することになっているので、②目標は 2.4ha としています。

2 最適化活動の活動目標です。

(1) 日数目標は、月の活動の最低ラインが 8 日になっておりますので、8 日を目標としています。

(2) 活動強化月間及び(3)新規参入相談会への参加目標は今年度並みに設定しています。今後の取り組みについては、協議しながらのことになりますので、概

ねの時期で入れております。

以上が主な内容となります。本日決定いただいたら、ホームページで公表し、県にも報告します。この間に、もし修正が必要になる場合がありますたら、軽微な修正であれば、事務局が修正したものを会長に確認していただき、次の定例会で報告するということでした承いたきたいと考えています。

説明は、以上です。

議長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に無いようですので、採決いたします。

議案第7号、令和7年度最適化活動の目標の設定等については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員、多数)

議長

全員賛成です。

よって、議案第7号、令和7年度最適化活動の目標の設定等については原案どおり決定しました。

なお、公表までの間に軽微な修正があった場合は、修正の確認を会長の私に一任していただき、後日委員会に報告する形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

議長

続きまして、報告第8号、貸貸借設定の貸借料水準の公表についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局

説明いたします。

(小松)

こちら、本日の配布となり申し訳ありません。お手元に配布の報告第8号貸借料水準の公表をご覧ください。

農地法第52条の規定により、令和7年1月1日時点で貸貸借設定がされている農地の貸借料の平均値を公表するものです。

貸借料については、米換算で設定されているものは、米1俵をJAが公表している価格18600円として計算しています。また、特殊な事情のものは平均単価の算定から除外しています。

水稻、ナス以外は件数が少なく、地区による差もほとんどないことから市全体で一本化しています。

水稻の赤野、穴内は1件ずつしかないため、合算で算定しています。今回の報告したものは、今後ホームページ等で公表していきます。
簡単ですが、説明は以上です。

議長 ただいまの「報告第8号について」質問、意見等がございましたらお願いいたします。
 (質問、意見等なし)
 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。
 以上で、議案審議は終了いたしました。
 それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 4月の定例会は25日(金)予定ですので、よろしくお願いします。
(小松) また、令和7年度の定例会の年間スケジュールをお手元に配布しておりますので、また来年度以降もよろしくお願いします。
 最後に1点、みなさんにご協力いただいた地域計画の策定状況ですが、今週末28日までの縦覧期間を終えた後に、3月31日付けで告示予定となっています。
 以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

事務局長 起立、礼。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員